

議案第 21 号

議決第 号

始良市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の
件

始良市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止したい。よって、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議
決を求める。

令和6年2月15日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

始良市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第
101号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。